



R06(2024).07.19

東京カンファレンスセンター・品川

肝炎総合対策について

肝炎情報センター主催

令和6年度 第1回 肝疾患診療連携拠点病院間 連絡協議会

厚生労働省

健康・生活衛生局 がん・疾病対策課

肝炎対策推進室／B型肝炎訴訟対策室

室長 安田 正人 YASUDA Masato

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日の発表内容

- ① 概要
- ② 肝疾患診療体制の整備
- ③ 重症化予防の推進
- ④ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
- ⑤ 肝炎医療コーディネーターについて
- ⑥ 国民に対する正しい知識の普及
- ⑦ 教育・啓発・人権の尊重
- ⑧ 研究開発



概要

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝炎対策に係る近年の動き

講演用

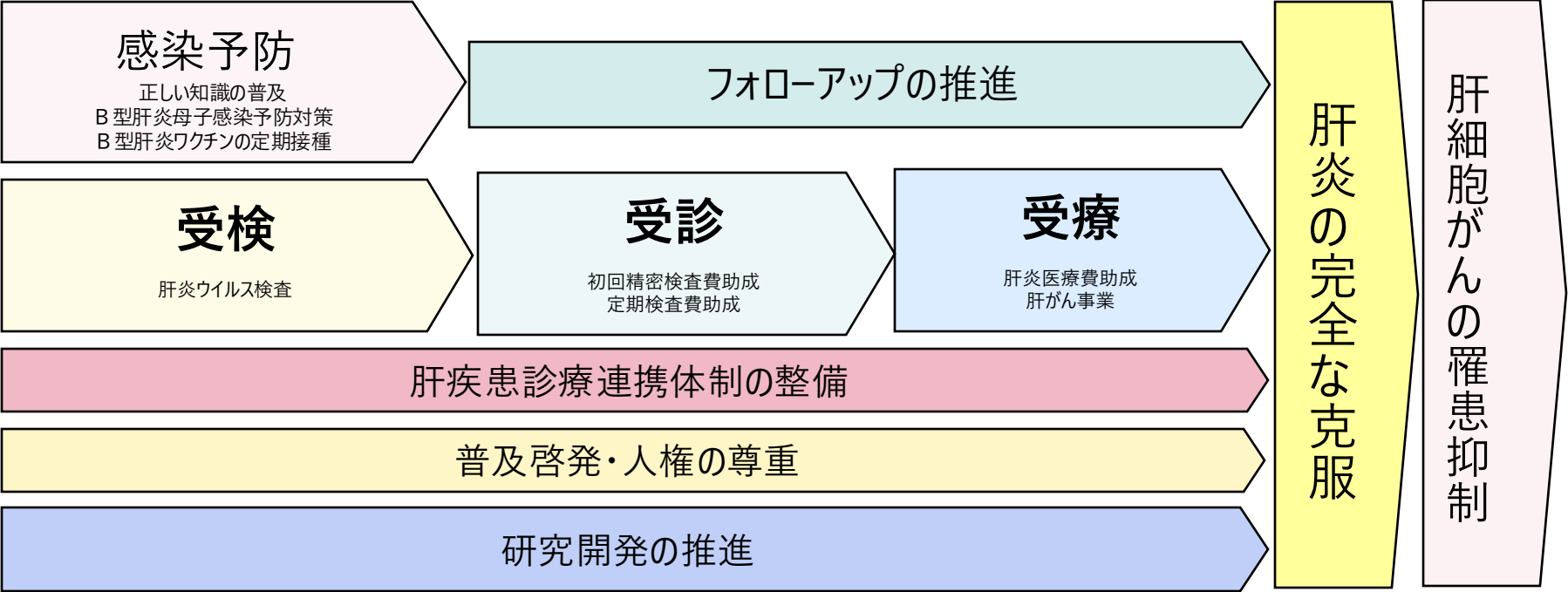
政策

研究

H13(2001).3	肝炎対策に関する有識者会議報告書	
H14(2002).4	C型肝炎等緊急総合対策（肝炎ウイルス検査の実施）	（研究事業の開始）
H19(2007).4	肝疾患診療体制の整備開始	
H20(2008).4	肝炎総合対策の開始 インターフェロン治療の医療費助成開始	
H20(2008).6		肝炎研究7カ年戦略
H22(2010).1	肝炎対策基本法施行	
H22(2010).4	肝炎医療費助成の拡充（自己負担限度額の引下げ、B型肝炎の核酸アナログ製剤の助成開始）	
H23(2011).5	肝炎対策基本指針策定	
H23(2011).12		肝炎研究10カ年戦略
H24(2012).4	「知って、肝炎プロジェクト」を開始し、肝炎ウイルス検査について普及啓発	
H26(2014).4	初回精密検査及び定期検査費用の助成開始	
H26(2014).9	C型肝炎のインターフェロンフリー治療の医療費助成開始	
H28(2016).4	定期検査費用助成の対象者の拡充	（中間見直し）
H28(2016).6	肝炎対策基本指針改正	
H29(2017).4	定期検査費用の自己負担額の引き下げ、職域での肝炎ウイルス検査の受検勧奨を支援する職域検査促進事業を開始	
H30(2018).12	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の医療費公費負担開始	
R3(2021).4	肝がん・重度肝硬変治療研究事業の要件を緩和（対象月数を3月に・外来医療を対象に追加）	
R4(2022).3	肝炎対策基本指針改正	
R4(2022).5		肝炎研究推進戦略
R6(2024).4	肝がん・重度肝硬変治療研究事業の要件を緩和（高額療養限度額の対象期間の拡大と2ヶ月目からの適応）	

肝炎総合対策の目標とロードマップ

肝炎の活動性および線維化進展抑制による肝硬変への進行を回避する
肝細胞がんの発症を減少させる



肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）

目的（第1条）

- ・肝炎対策に関する基本理念を定める（第2条）
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにする（第3条～第7条）
- ・肝炎対策の推進に関する指針の策定を定める（第9条～第10条）
- ・肝炎対策の基本となる事項を定める（第11条～第18条）

基本的施策（第11条～第18条）

予防・早期発見の推進

（第11条～第12条）

- ・肝炎の予防の推進
- ・肝炎検査の質の向上 等

研究の推進（第18条）

肝炎医療の均てん化の促進（第13条～第17条）

- ・医師その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備
- ・肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・肝炎医療を受ける機会の確保
- ・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり
肝炎患者の
人権尊重・
差別解消
に配慮
（第2条第4号）

肝炎対策基本指針策定（第9条～第10条）

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者

関係行政機関

設置
意見

資料提出等、要
協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

平成23年5月16日策定
平成28年6月30日改正
令和4年3月7日改正

●公表

●少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更

9つの項目に関して取り組む内容を規定

- ・基本的な方向 ・肝炎予防 ・肝炎検査 ・肝炎医療体制
- ・人材育成 ・調査研究 ・医薬品研究 ・啓発人権
- ・その他重要事項

令和6年度 肝炎対策予算の概要

講演用

令和6年度予算額 168億円 （令和5年度予算額 170億円）

基本的な考え方

「肝炎対策基本指針」に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標として、肝炎医療、肝炎ウイルス検査、診療体制、普及啓発、研究などの「肝炎総合対策」を推進する。

1. 肝疾患治療の促進 84億円（86億円）

- ウイルス性肝炎に係る医療の推進
 - ・ B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減し、適切な医療の確保と受療の促進を図る。
- ② ○肝がん・重度肝硬変に係る治療研究の促進及び患者への支援
 - ・ 肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、治療研究を促進するための支援を実施する。

2. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進 39億円（39億円）

- ・ 利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制を確保し、相談や職域の健康診断における啓発の実施などにより、肝炎ウイルス検査の受検を促進する。また、市町村での健康増進事業において、肝炎ウイルス検査の個別勧奨を実施する。
- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査や定期検査費用に対する助成を行うことにより、肝炎患者の早期治療を促進し、重症化の予防を図る。

3. 地域における肝疾患診療連携体制の強化 5億円（5億円）

- 地域における肝疾患診療連携体制の強化
 - ・ 都道府県等への助成により、都道府県と肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係機関の連携を強化するとともに、医療従事者や肝炎医療コーディネーター等の人材育成、肝炎患者等への治療や生活の相談支援等を行い、肝疾患診療連携体制の強化を図る。
- 肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化
 - ・ 国立国際医療センター肝炎情報センターによる肝疾患診療連携拠点病院への支援機能を強化して、地域の肝疾患医療や患者等の支援の向上を図るとともに、均てん化に資するよう連携体制の構築を行う。
 - ・ 肝疾患診療連携拠点病院の相談員等が、肝炎患者からの相談に対する補助ツールとして活用することができる相談支援システムの運用等を行う。

4. 国民に対する正しい知識の普及 2億円（2億円）

- 肝炎総合対策推進国民運動（知って、肝炎プロジェクト）による普及啓発の推進
 - ・ 都道府県等や民間企業と連携した多種多様な媒体を活用した効果的な情報発信を通じ、肝炎に関する正しい知識や肝炎ウイルス検査の必要性などをわかりやすく伝える啓発事業を展開する。

5. 研究の推進 38億円（38億円）

- ・ B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発や肝硬変の病態解明と新規治療法の開発、C型肝炎の薬剤耐性等に関する研究等の実用化研究と、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための政策研究を推進する。

（参考）B型肝炎訴訟の給付金などの支給 1,179億円（1,178億円）



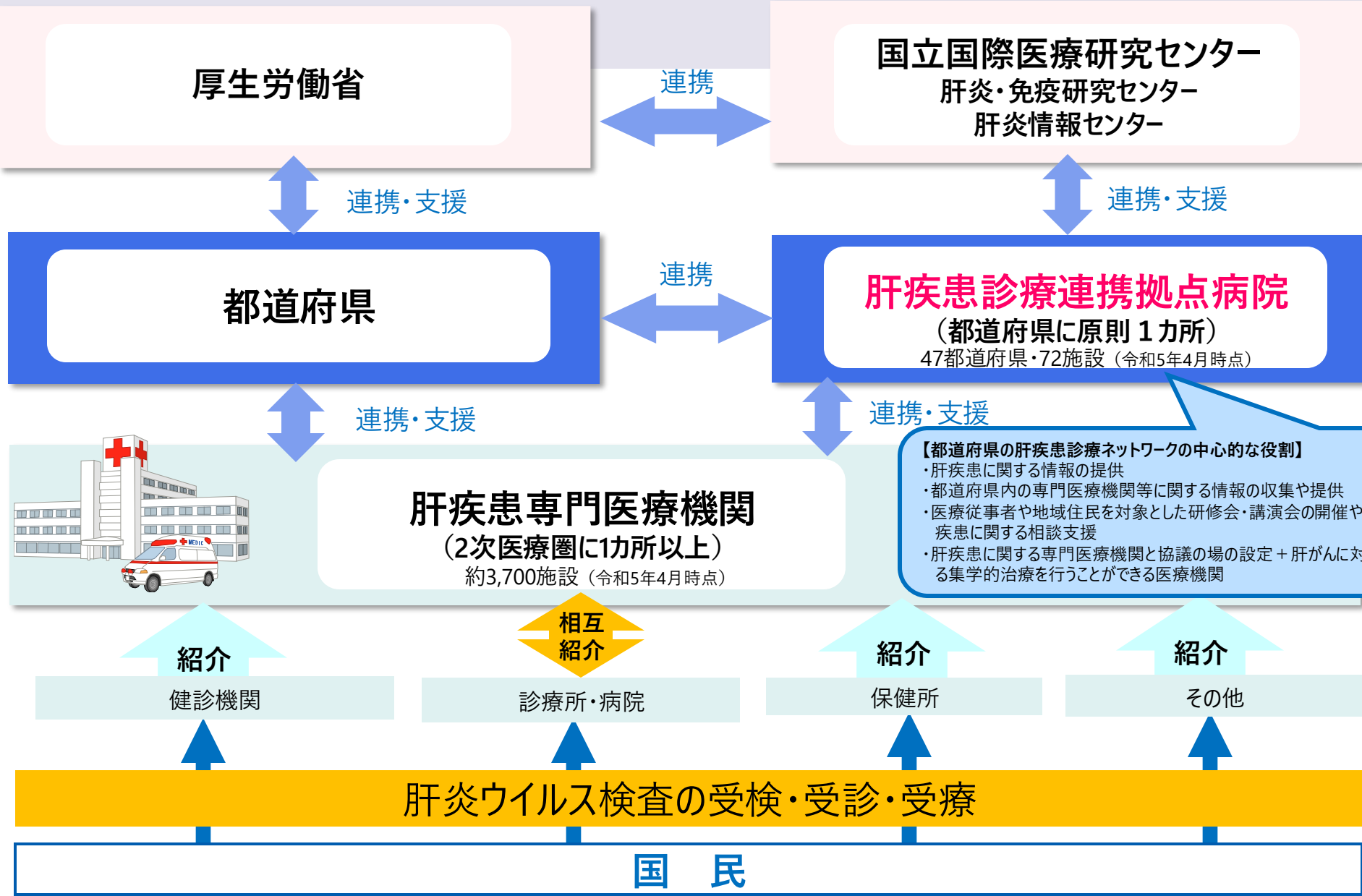
肝診療体制の整備

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝疾患診療連携拠点病院の位置づけ

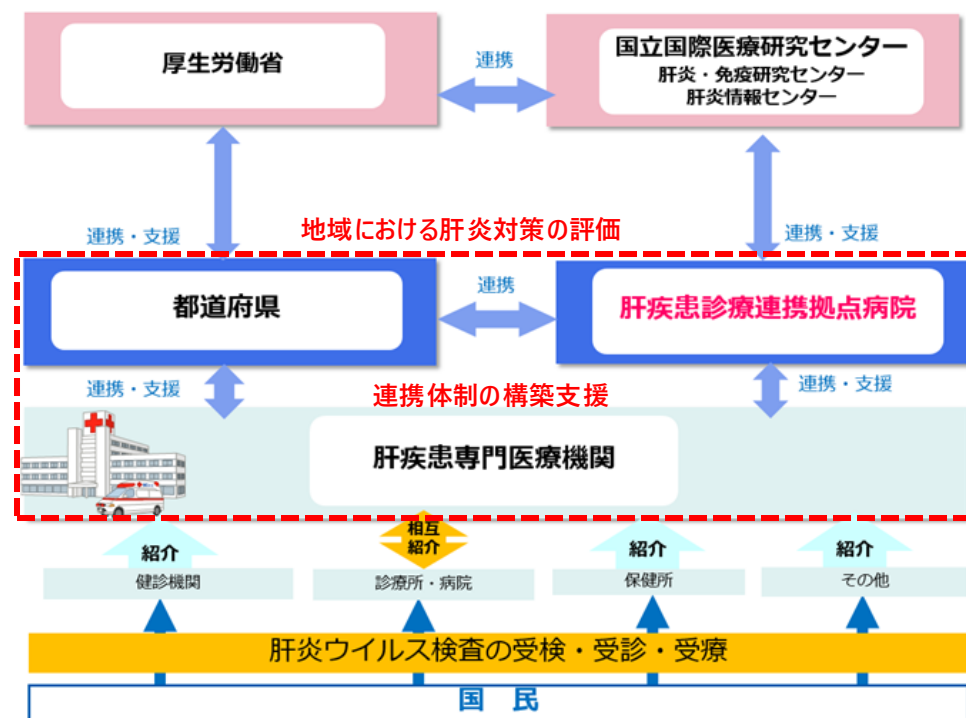


国立研究開発法人国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）が、支援機能の戦略的な強化に資するための事業を実施することで、都道府県の指定する肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」）及び肝疾患専門医療機関における地域連携体制の強化、並びに肝炎患者等に対する支援体制の強化を図り、もって地域における肝炎医療の質の向上を図ることを目的とする。

【主な事業】

- 肝炎対策地域ブロック戦略会議
- 情報発信力強化戦略会議
- 肝疾患患者相談支援システム事業
- 肝炎専門医療従事者の研修事業
- 一般医療従事者の研修事業
- 市民公開講座、肝臓病教室の開催
- 家族支援講座の開催
- 地域における肝炎対策の評価・連携体制構築支援事業

肝炎医療の均てん化を図るため、肝炎情報センターが、都道府県における肝炎対策の実施状況を把握し、指標を元にした評価を行うとともに、都道府県が肝疾患診療連携拠点病院や地域の医療機関等との連携体制を構築するための支援を行う。



肝炎対策に係る意見交換会（R3～）

国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、必要な意見交換を行う。（肝炎対策基本指針）



議題の例

- 肝炎ウイルス検査と重症化予防事業（初回精密検査、定期検査）について
- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について
- 肝炎医療コーディネーターについて
- 患者会との連携について
- 非肝臓専門医との連携について





重症化予防の推進

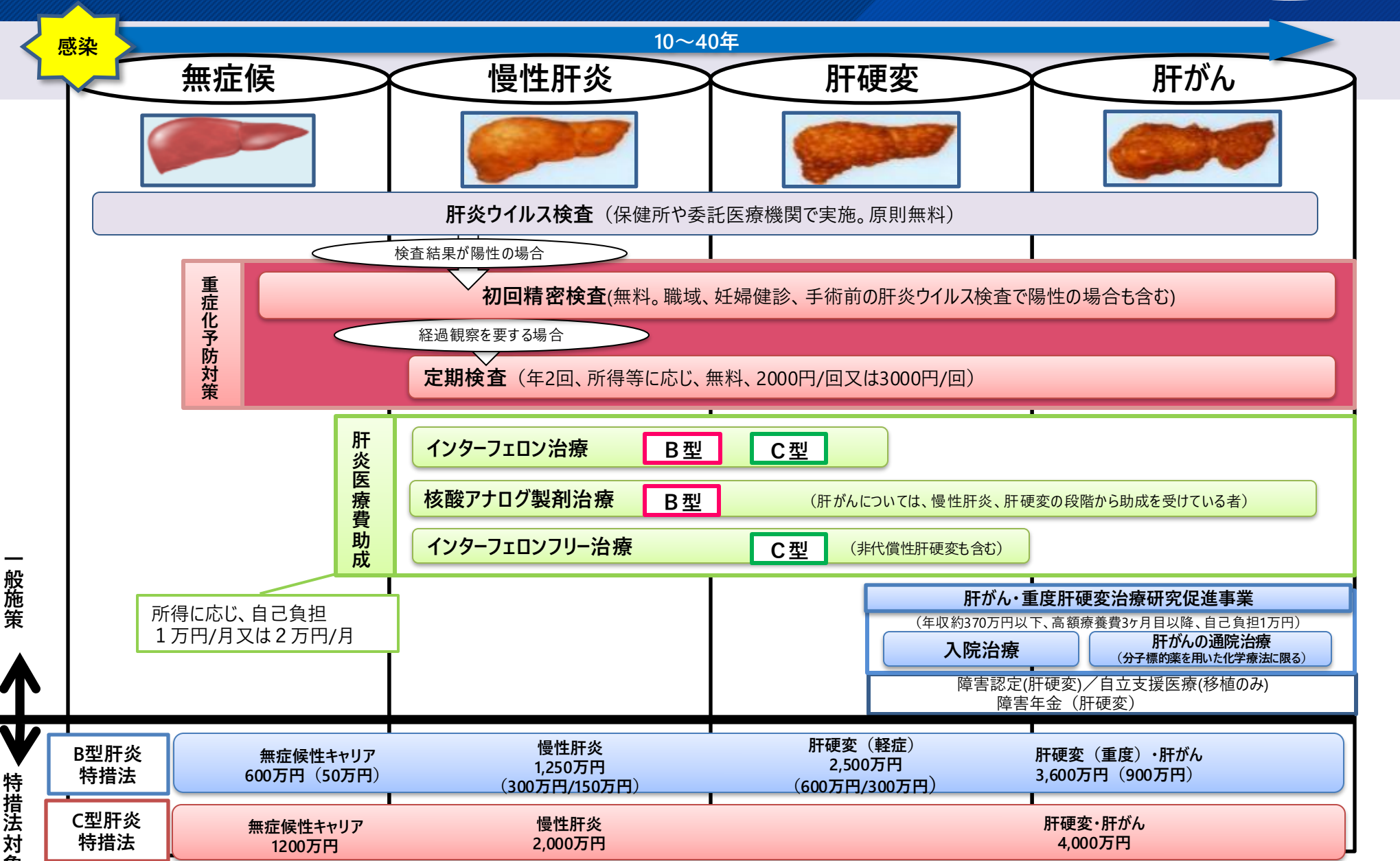
ひと、くらし、みらいのために



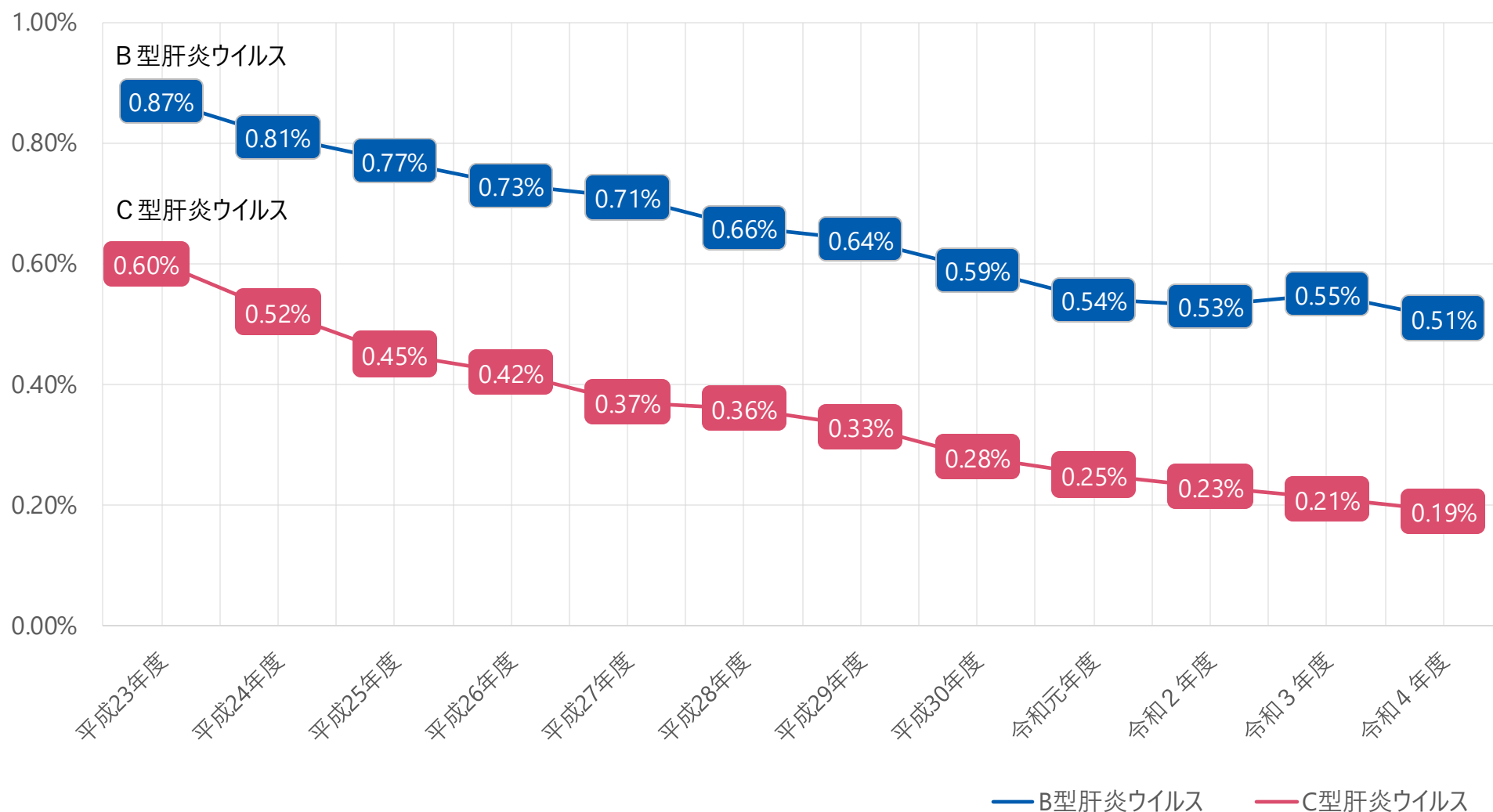
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝炎の進行と政策

講演用



地方自治体の肝炎ウイルス検査の陽性率の推移



平成29年度までは、「特定感染症検査等事業、健康増進事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）、平成30年度以降は、健康増進事業については、「地域保健・健康増進事業報告（健康増進編）」（政府統計）、特定感染症検査等事業については、「特定感染症検査等事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）による。

肝炎患者等の重症化予防推進事業の流れ

講演用

事業概要

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

自治体が実施する肝炎ウイルス検査		その他（職域検査、妊婦健診、手術前検査）
特定感染症検査等事業	健康増進事業	

陽性者

フォローアップの同意取得

フォローアップ事業の対象者

<フォローアップ方法>

対象者に対し、同意を得た上で、調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨



初回精密検査の費用助成

定期検査の費用助成



肝炎治療特別促進事業
（医療費助成）

治療対象



初回精密検査の費用助成

●実施主体

都道府県

●対象者

以下の要件に該当する者

- ・医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険者
- ・以下のいずれかで陽性と判定された者
 - ①ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業における肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス検診
 - ②職域における肝炎ウイルス検査
 - ③母子保健法に基づき市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査
 - ④手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査
- ・陽性者のフォローアップに同意した者

●助成対象費用

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として都道府県が認めた費用。

検査項目：下記に示されている項目のみ

- a 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）
- b 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）
- c 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD
- d 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）
- e 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定等）
- f 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）
- g 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

●助成回数

1回

●必要書類

請求書、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査の結果通知書
請求者が準備し、都道府県知事に請求

定期検査の費用助成について

●実施主体

都道府県

●対象者

以下の全ての要件に該当する者

- ・医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- ・肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者
(慢性肝炎、肝硬変及び肝がん治療後の経過観察を含む)
※無症候性キャリアは対象外
- ・住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属するもの
- ・フォローアップに同意した者
- ・肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者（※重複受給でないこと）

●助成対象費用

- ・初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として都道府県が認めた費用。
検査項目；初回精密検査の項目と同様
- ・肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象。

自己負担額が
慢性肝炎：2千円
肝硬変・肝がん：3千円
となるよう助成

●助成回数

1年度2回（初回精密検査を含む）

●必要書類

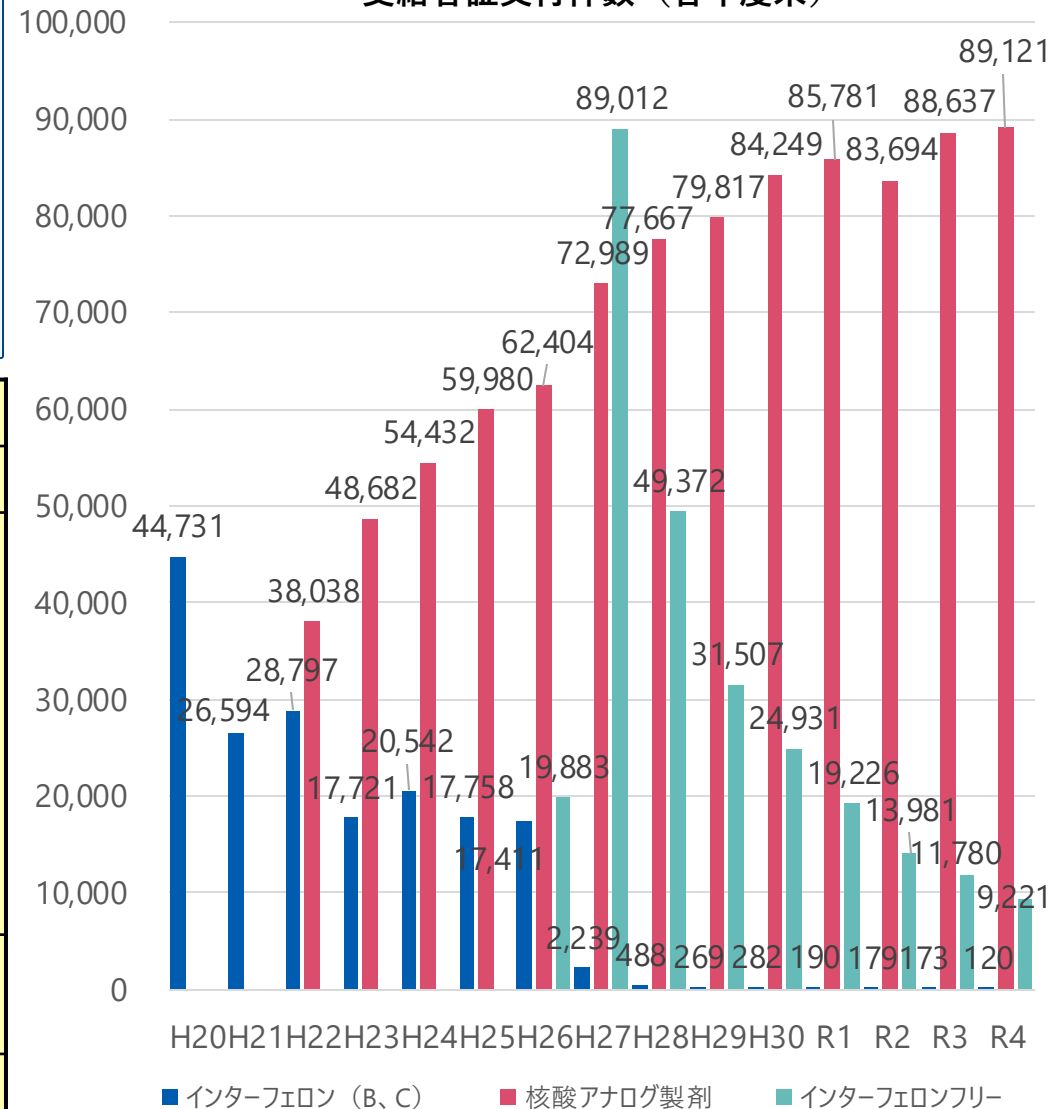
- ・請求書、医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の住民税非課税証明書、診断書（※）
請求者が準備し、都道府県知事に請求
- (※) 平成30年4月から医師の診断書については一定の条件の下、省略ができることとした

肝炎治療特別促進事業（医療費助成）

B型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療、C型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療への医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	B型慢性活動性肝炎に対するインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療 C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン＋リバビリン併用 C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロンフリー治療
自己負担 限度月額	原則1万円（ただし、上位所得階層については2万円）
財源負担	国：1／2 都道府県：1／2

受給者証交付件数（各年度末）



**B型肝炎治療ガイドライン（第4版）日本肝臓学会**

HBe抗原セロコンバージョンが起こると多くの場合肝炎は鎮静化し、HBV DNA量は2,000 IU/mL以下の低値となる（非活動性キャリア）。10～20%の症例では、HBe抗原セロコンバージョン後、HBe抗原陰性の状態でHBVが再増殖し、肝炎が再燃する（HBe抗原陰性慢性肝炎）。4～20%の症例では、HBe抗体消失ならびにHBe抗原の再出現（リバースセロコンバージョン）を認める。

C型肝炎治療ガイドライン（第8.3版）日本肝臓学会

抗ウイルス治療によってHCVが排除された後でも、長期予後改善のため肝発癌に対するフォローアップを行う必要がある。ことに高齢かつ線維化が進行した高発癌リスク群では肝発癌に対する厳重な注意が必要である。抗ウイルス療法によりSVRが得られると肝発癌は抑制されるが、SVR後も肝発癌リスクは完全には消失せず、SVR後の5年・10年の発癌率は、それぞれ2.3～8.8%、3.1～11.1%と報告されている。

**B型肝炎非活動性キャリア及びC型肝炎SVR後の方へも
定期的な検査が必要であることをお伝えいただきますようお願いします。**

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の認定、助成実績

- 令和 3 年度と比較して、令和 4 年度の助成件数は増加
 - 令和 4 年度、令和 5 年度の助成件数のうち、約半数以上は外来医療への助成
- 令和 4 年度末、令和 5 年度 1 0 月分までの助成実績を都道府県からの報告を基に、令和 6 年 4 月 1 日現在で集計。
 - 実績値は変動する可能性がある。
 - ・入院の助成実績については、支払機関から都道府県に報告される実績をもとにしており、支払機関での医療費の審査状況により追加報告が生じる。
 - ・外来の助成実績については、患者から都道府県への償還請求の時期や都道府県での支払審査の状況により追加報告が生じる。

(件)

年月	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5 年度（暫定値）												
	年度	年度	年度	年度	年度	R 5 計	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
新規認定	88	378	232	848	566	308	47	42	48	43	46	46	36	－	－	－	－	－
認定更新	0	48	107	145	503	336	25	53	46	65	57	57	33	－	－	－	－	－
助成件数	170	859	971	3,366	4,241	2,346	332	341	359	364	338	320	292	－	－	－	－	－
うち外来の助成件数				1,778	2,521	1,280	175	196	197	204	183	171	154	－	－	－	－	－

※新規認定件数：本事業の対象になる患者として新規に認定を受けた件数。認定患者には参加者証が交付される。有効期間は原則 1 年。

※助成件数：参加者証を交付された患者が、当該月に対象医療を受け、自己負担額が高額療養費限度額を超えて本事業による助成を受けた延べ件数。

※ H30年度は、H30年12月（事業開始）からH31年 3 月までの実績。

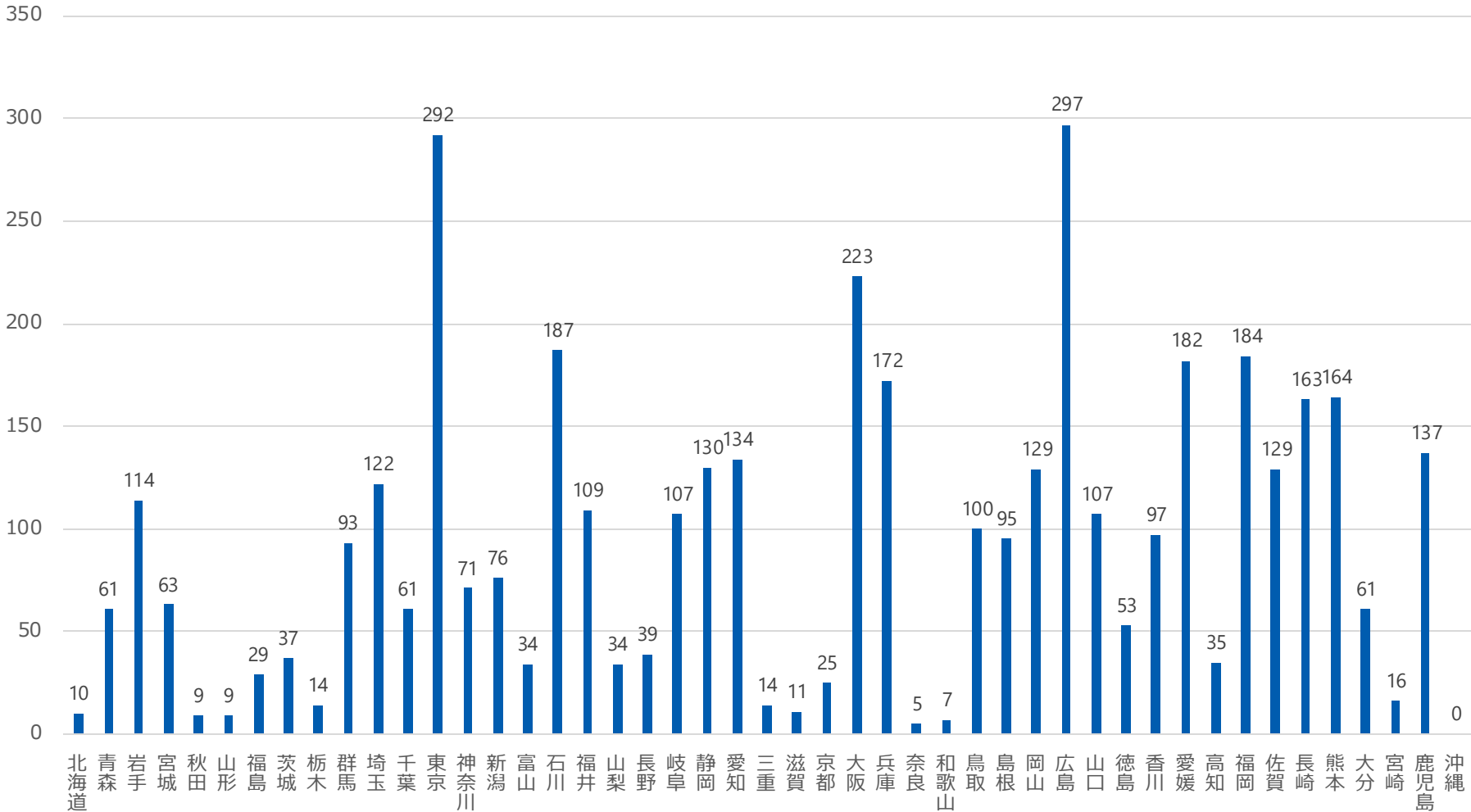
都道府県別の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数

講演用

令和 4 年度

	令和 4 年度
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による延べ助成件数（件）	4,241

令和 4 年度肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数（R6.4.1現在）



※都道府県からの実績報告を基に、令和 6 年 4 月 1 日現在で集計。患者から都道府県への償還請求の時期等により実績値は変動する可能性がある。

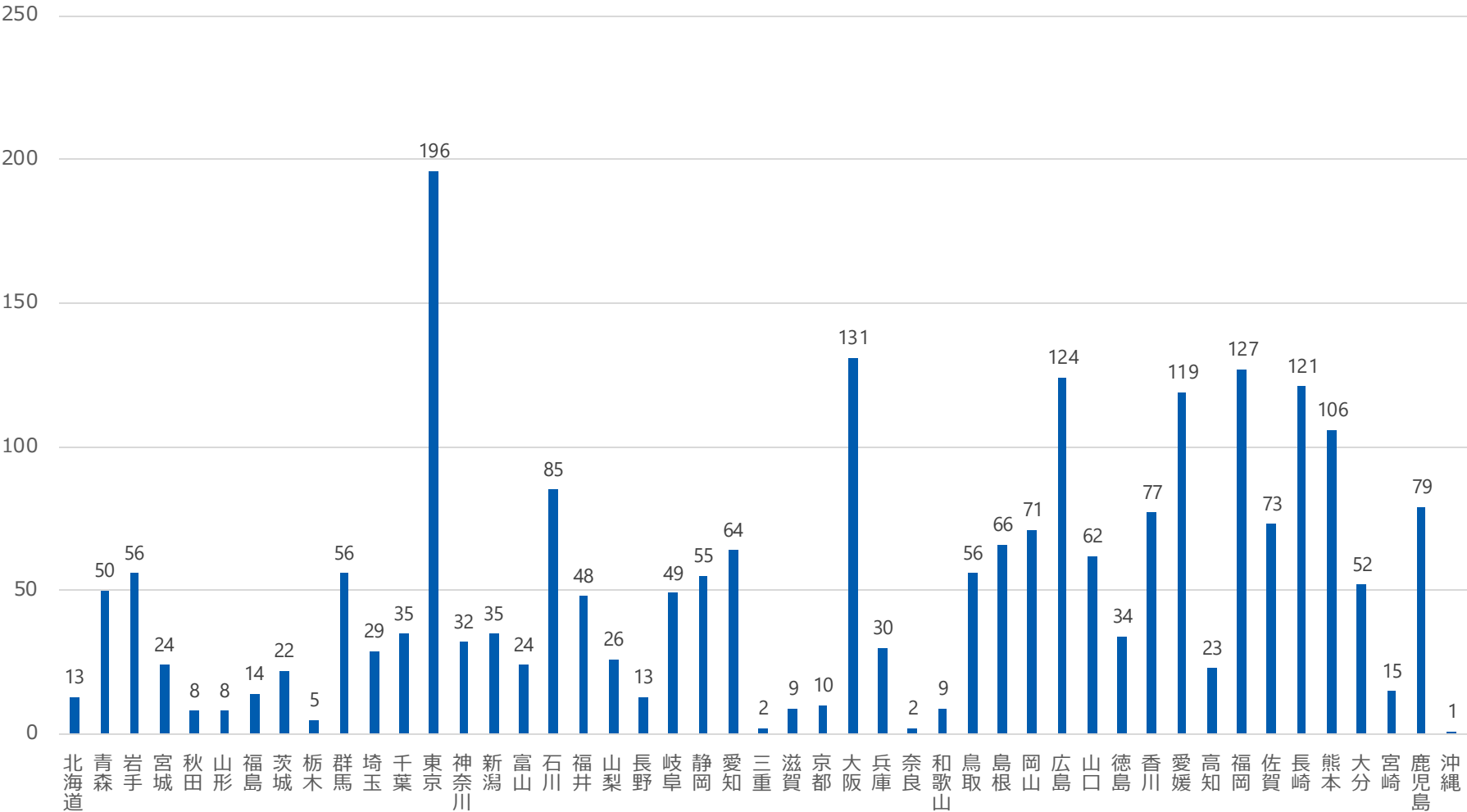
都道府県別の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数

講演用

(令和5年度4月～10月)【暫定値】

	令和5年度(4月～10月)
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による延べ助成件数(件)	2,346

令和5年度肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数 (R6.4.1現在)



※都道府県からの実績報告を基に、令和6年4月1日現在で集計。患者から都道府県への償還請求の時期等により実績値は変動する可能性がある。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直しの概要

(令和6年度～)

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発抑制などを目指した診療ガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。(平成30年12月開始、令和3年4月・令和6年4月見直し)

【助成対象】

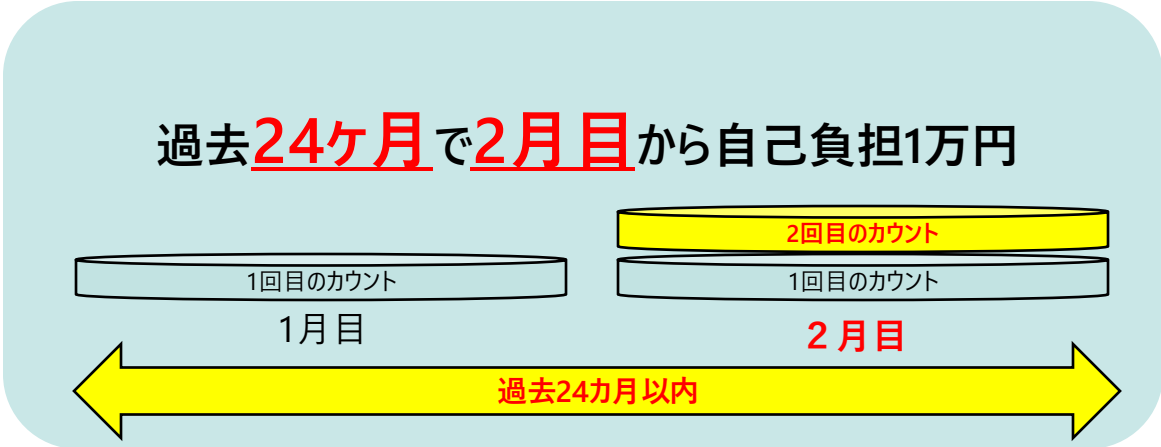
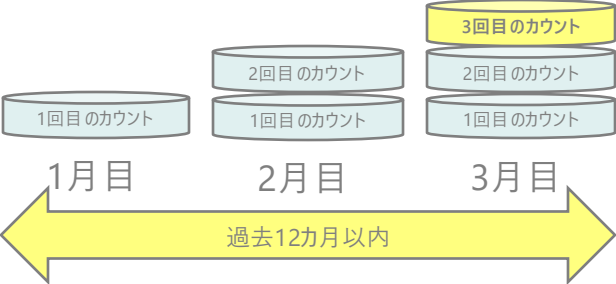
- ✓ B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）患者
- ✓ 年収約370万円以下

【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円 ※1
住民税非課税		35,400円 ※2

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額	
		外来	
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円 ※3	57,600円 ※1
住民税非課税 II			24,600円
住民税非課税 I	75歳以上 1割又は2割	8,000円	15,000円

※1：多数回該当44,400円
(12月以内に4回目以上)
※2：多数回該当24,600円
※3：年上限14.4万円
後期高齢者2割負担の方
については令和7年9月
末まで配慮措置あり

- ✓ 入院医療
外来医療
- ✓ 高額療養費の限度額を超えた月が
過去12ヶ月で3回目

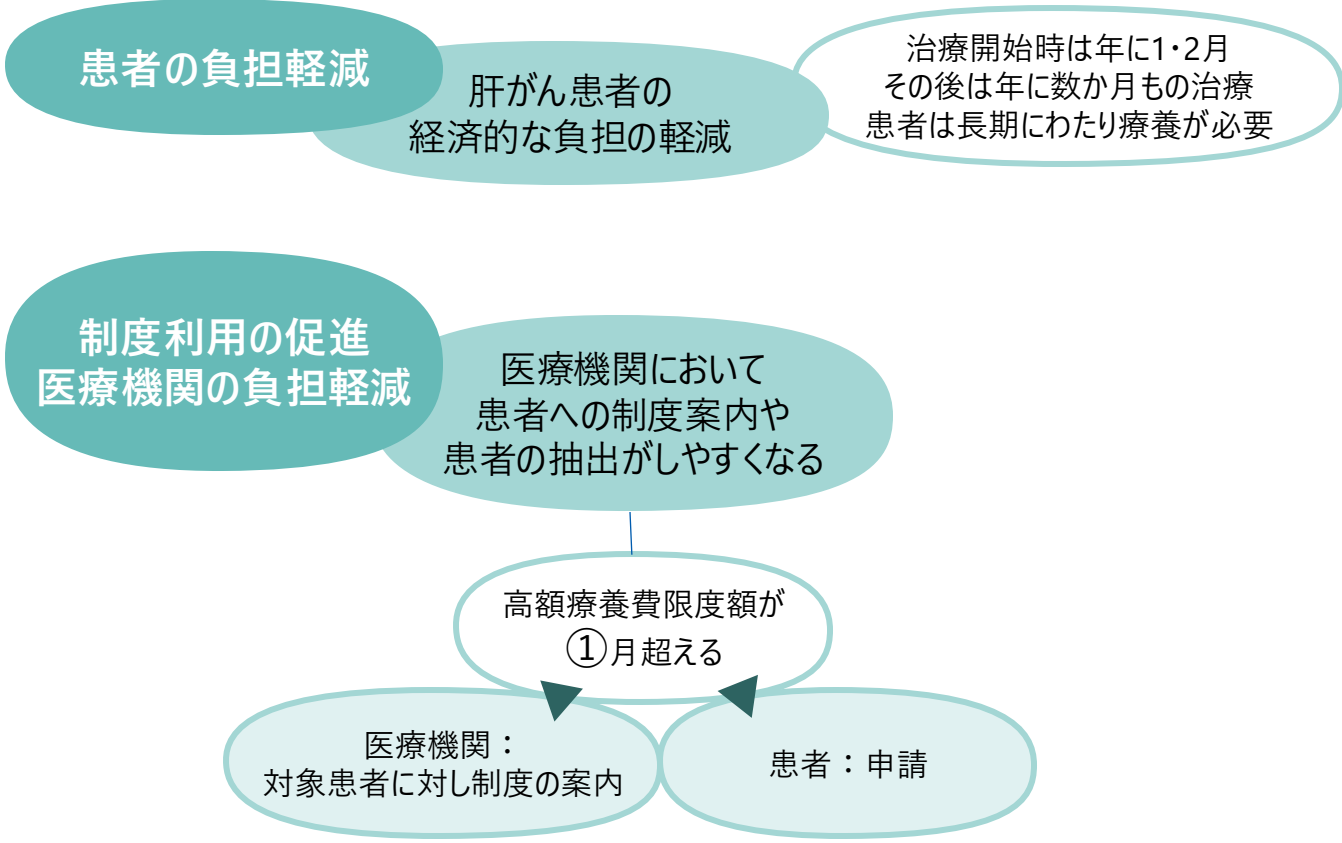


助成要件の見直しと期待される効果

見直しの内容

過去②④月で
高額療養費限度額を超えた
2月目
から助成対象

対象となる疾患による治療目的の医療費



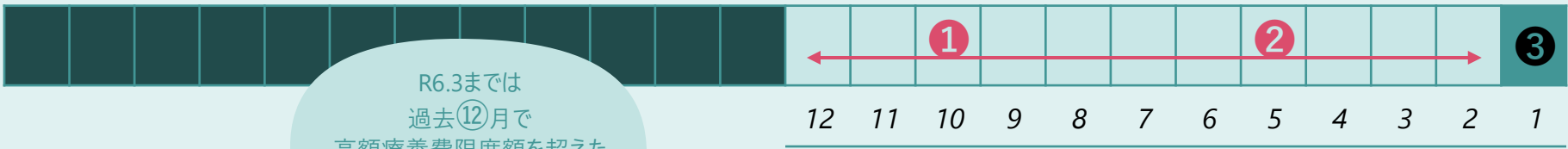
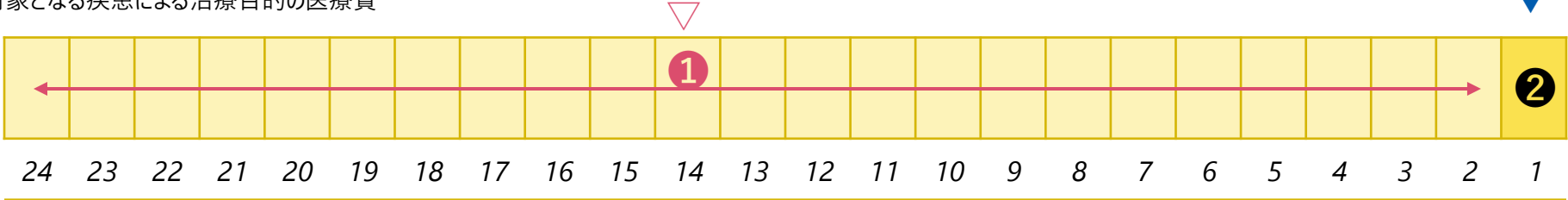
助成要件の見直し

見直しの内容

過去②④月で
高額療養費限度額を超えた
②月目
から助成対象

対象となる疾患による治療目的の医療費

高額療養費の基準額を超えた月（例として）



R6.3までは
過去①②月で
高額療養費限度額を超えた
③月目
から助成対象

助成要件の見直し

見直しの内容

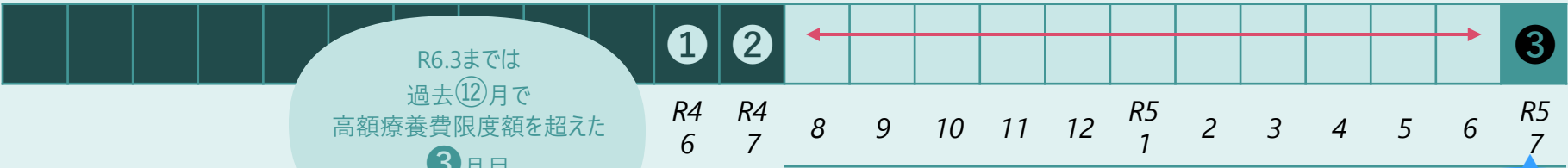
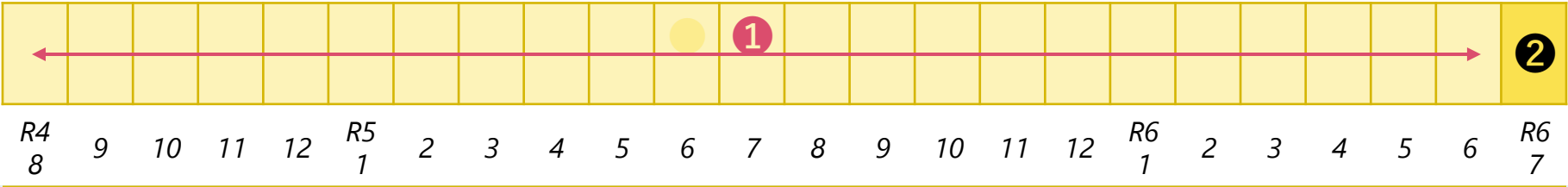
過去②④月で
高額療養費限度額を超えた
②月目
から助成対象

助成の対象に

助成

対象となる疾患による治療目的の医療費

高額療養費の基準額を超えた月



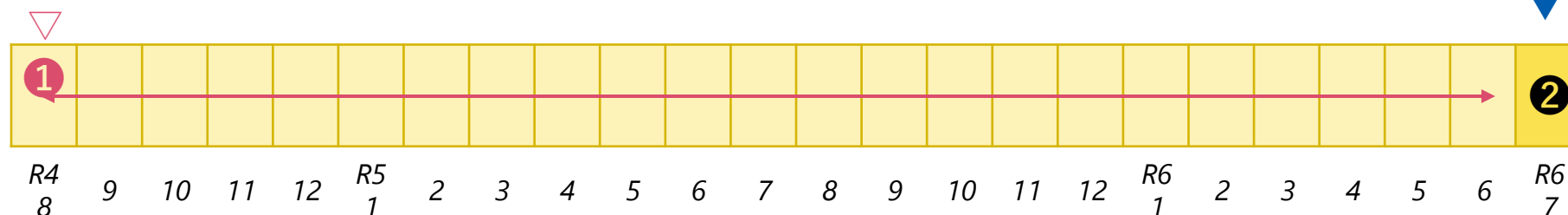
R6.3までは
過去①②月で
高額療養費限度額を超えた
③月目
から助成対象

これまで対象外の患者

助成
対象外

2月目
から助成対象

助成



助成要件の見直し

見直しの内容

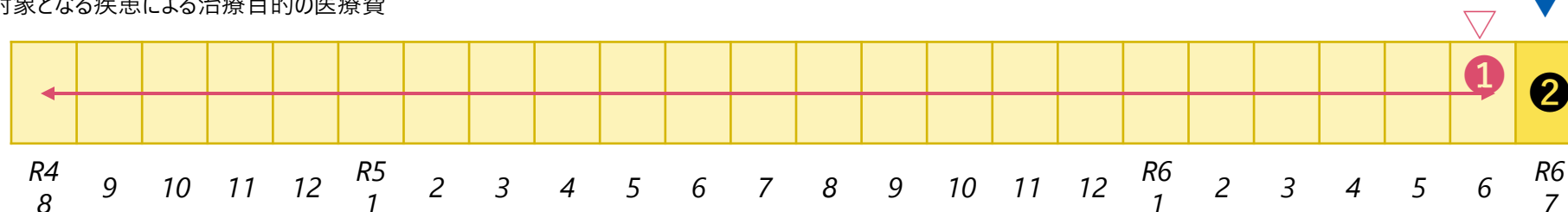
過去(24)月で
高額療養費限度額を超えた

2月目
から助成対象

対象となる疾患による治療目的の医療費

高額療養費の基準額を超えた月

助成



肝がん外来医療の対象（令和3年4月～）

肝がんの医療行為と判断する薬剤等

分子標的治療薬

- ソラフェニブ（ネクサバル）
- レゴラフェニブ（スチバーガ）
- レンパチニブ（レンビマ）
- カボザンチニブ（カボメティクス）
- ラムシルマブ（サイラムザ）
- ベバシズマブ（アバスチン）
- 等

免疫チェックポイント
阻害薬

- アテゾリズマブ（テセントリク）
- トレメリムマブ（イジユド）
- デュルバルマブ（イミフィンジ）
- ペンブロリズマブ（キイトルーダ）
- 等

肝動注化学療法

- フルオロウラシル
- シスプラチン
- 等

R5.4～
粒子線治療

- 陽子線治療
- 重粒子線治療

その他の医療行為

ポスター・リーフレット

厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kanen/kangan/index.html

肝がん・重度肝硬変の方
医療費の助成対象かもしれません

治療 **2** 月目から **入院^{*1}も通院^{*1}も自己負担** 月 **1** 万円へ
1月あたり 最大47,600円の医療費の助成が受けられます!^{*2}

条件1

B型・C型肝炎ウイルス
が原因の「肝がん」や「重度肝硬変」
の治療を受けている

1月基準額を超えた
段階で申請できます

附件 2

条件3

参加者証の取得

指定医療機関にて「**臨床調査個人票**」を記入してもらい、「**医療記録票**」の写し等を添付し、都道府県に「**参加者証**」の交付を申請してください。

■入院又は通院している医療機関が、指定医療機関に指定されていない場合は、都道府県に相談してください。

過去2年間(24ヶ月)で、1月あたりの医療費[※]の窓口負担が
**高額療養費の
基準額を超える月が
2月以上ある場合**

※対象となる疾患による治療目的の医療費に限りです。

条件4

年収約**370万円以下**

＼ 令和6年4月1日より申請しやすくなりました。／
条件すべてに該当する方は、申請することができます

詳しくはお住まいの都道府県、指定医療機関にお問い合わせください。



B型・C型肝炎ウイルスによる
肝がん・重症肝硬変の医療費助成制度の詳細

「特加承認」の申請に必要な書類一覧

必要書類	住所		
	市道事業 市道事業 市道事業	市道以上 市道以上 市道以上	市道以上 市道以上 市道以上
① 新設道路の掘削と埋設	●	●	●
② 新設道路の掘削と埋設の併行工事	●	●	●
③ 新設道路の掘削と埋設の併行工事 （掘削と埋設の併行工事と掘削と埋設の併行工事）	●	●	●
④ 新設道路の掘削と埋設の併行工事 （掘削と埋設の併行工事と掘削と埋設の併行工事）	●	●	●
⑤ 新設道路の掘削と埋設の併行工事 （掘削と埋設の併行工事と掘削と埋設の併行工事）	●	●	●
⑥ 新設道路の掘削と埋設の併行工事 （掘削と埋設の併行工事と掘削と埋設の併行工事）	●	●	●
⑦ 新設道路の掘削と埋設の併行工事 （掘削と埋設の併行工事と掘削と埋設の併行工事）	●	●	●
⑧ 新設道路の掘削と埋設の併行工事 （掘削と埋設の併行工事と掘削と埋設の併行工事）	●	●	●
⑨ 新設道路の掘削と埋設の併行工事 （掘削と埋設の併行工事と掘削と埋設の併行工事）	●	●	●
⑩ 新設道路の掘削と埋設の併行工事 （掘削と埋設の併行工事と掘削と埋設の併行工事）	●	●	●

よくあるご質問

Q どのような風邪が肺炎でくちどい
肝がんの発症率が高ければ受けられ

※型に型付食ワイルドを添付とするが、(重要)計量法と記載されている点で、400gの300g以下であることなど、一部の条件を満たしている場合に限り認められることがあり得る場合があります。

● 海外に拠点を置く企業が増えている。海外に拠点を置く企業が増えている。海外に拠点を置く企業が増えている。

高松市警署の事務室に置いた月の自白は、前編が1万円で合計2万、1日あたり最大で47,500円の収益が望めます。高松市警署に盗電を同時に狙うことが可能です。

Q 品牌代理商、經銷商應如何以科學的辦法對人員進行管理？

同業者の協力、異業種会社からの出資や補助、関係行政機関からの指導等、業地を拡大してまいりました。特定医療機関としての地位となる医療を受けようとする者は、ご自身の医療費を自己負担することになります。

● 年俸額370万円以下という点
 ※このように課税されはしないという点

[illegible]

Q 結婚を覚悟するためには、
どこに何を申請すれば良いでしょうか？
結婚前・結婚後・離婚後について教えてください。

[illegible]

この情報は、同僚、自分と通っている
関係者以外でも利用できることが通常です。

この制度の決定は、概算決定であり、最終確定が定めても利用できます。
 対象の適用期間については、貸与基準について事と定めている貸与サイト(「[貸与基準サイト](#)」)と「[貸与基準システム](#)」により自動的に算出され、申請時に確認いただく必要はない。ただし、申請時に算出された結果は、この制度のもとに利用できない。

普及啓発・利用促進の強化（令和6年～）

講演用

取組み事業
例

普及啓発資材
の作成

院内連携や患者支援に
関する動画・マニュアル
薬局側の目線からみた
マニュアルやQ&A

研修会等の実施

院内の連携強化
拠点病院以外の
指定医療機関スタッフや
薬局スタッフを対象

利用促進の
ご協力をお願いたします

院内連携体制
の強化

院内の関係部署と連携
対象患者を漏れなく抽出し申請までのフォロー
都道府県や薬局との連携
患者をフォローするための体制



肝炎医療コーディネーター

ひと、暮らし、みらいのために

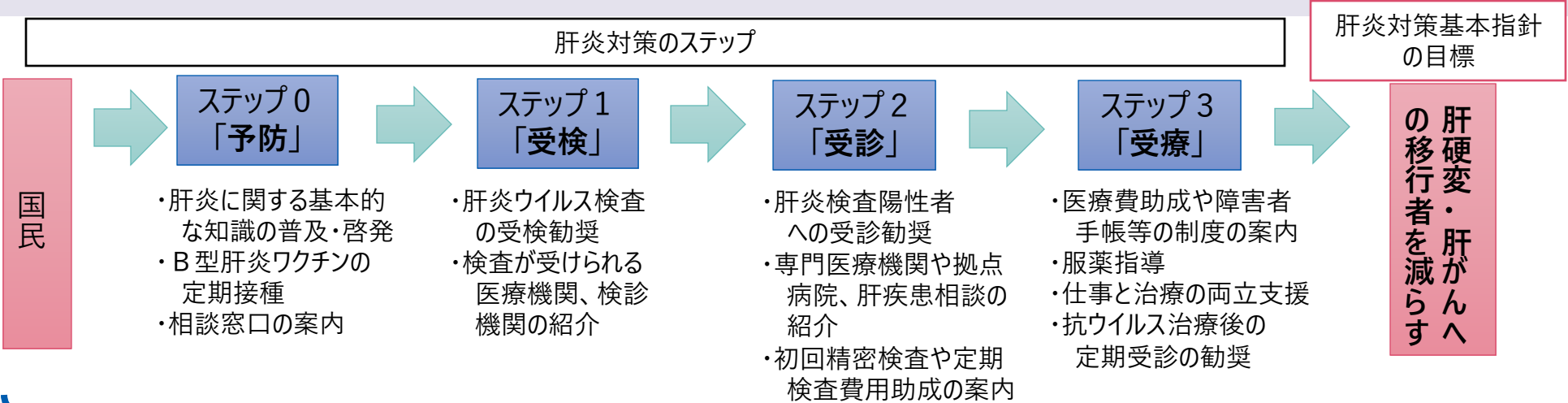


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝炎医療コーディネーターについて

講演用

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」 健発0425第4号 平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知（令和5年2月3日一部改正）



肝炎医療コーディネーター

1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整（コーディネート）する

保健師



患者会
自治会等



自治体職員



職場関係者



看護師



医師



歯科医師



臨床検査技師



薬剤師



身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、その配置場所や職種などに応じて、必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、肝炎患者等に係る支援制度の説明などを行う。他の肝炎医療コーディネーターとも協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。

さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解や正しい知識を社会に広げる基盤が構築されることにより肝炎患者等への偏見や差別の解消に繋がることも期待される。

肝炎医療コーディネーターの養成数

※令和5年3月31日時点。

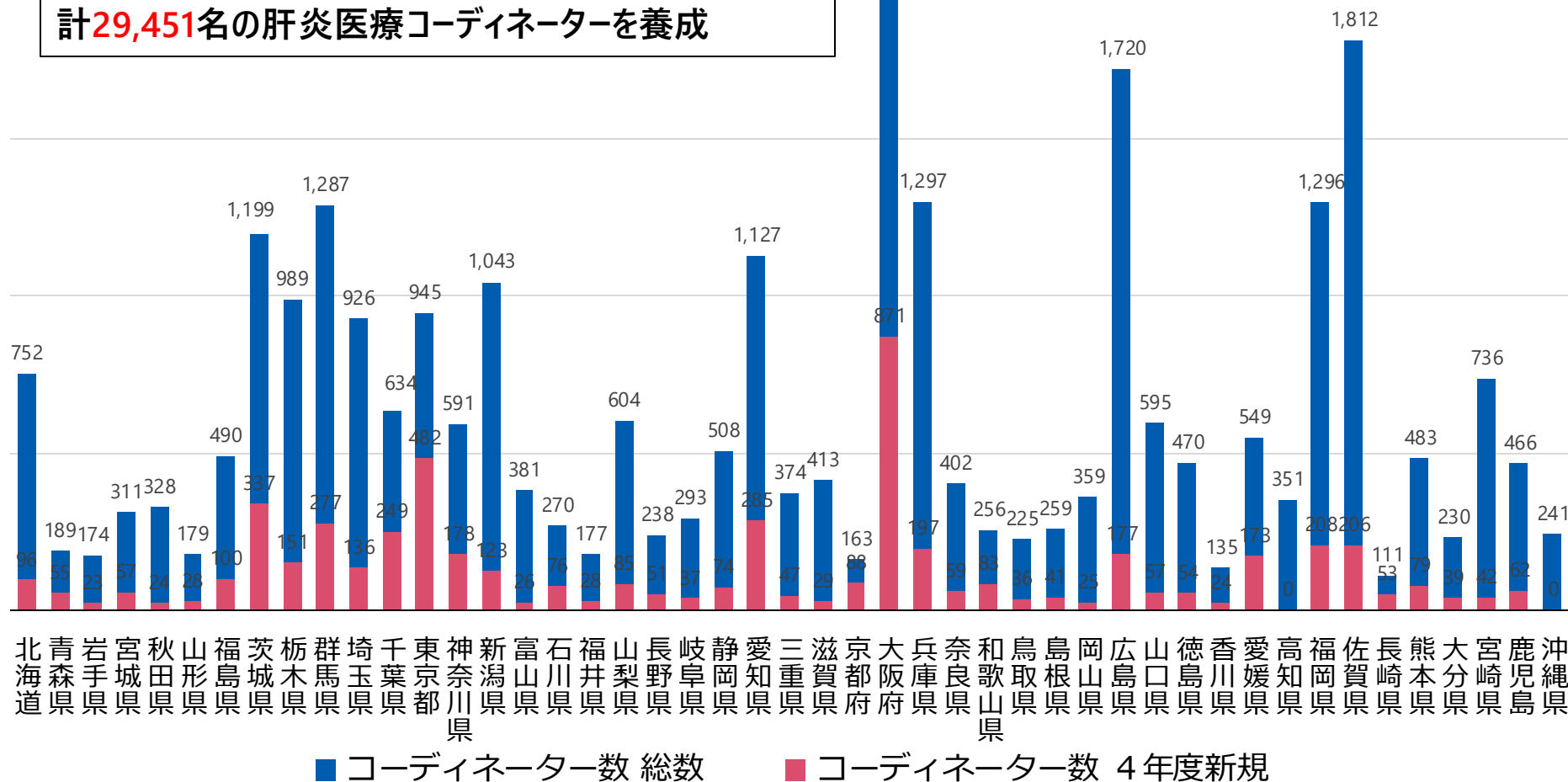
更新等によりコーディネーターではなくなった者を除く。

(人)

事業概要

都道府県は、市町村の保健師、地域の医療機関の看護師、職域の健康管理担当者などで、肝炎に関する情報の説明、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨などの支援を行う人材を養成する。

**47都道府県で
計29,451名の肝炎医療コーディネーターを養成**



■ コーディネーター数 総数

■ コーディネーター数 4年度新規

「令和5年度肝炎対策に関する調査（調査対象令和4.4.1～令和5.3.31）」（厚生労働省 健康・生活衛生局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より



国民に対する正しい知識の普及

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝炎総合対策推進国民運動事業

『知って、肝炎プロジェクト』



知って、肝炎?

啓発ポスター・リーフレット

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「自分」は関係ないと思っていませんか!!

性感染症
肝炎（脂肪肝・ウイルス性）
がん

知って、肝炎

肝炎は放置すると肝硬変、
肝がんへと重症化する疾患です。

詳しい症状に関しては 知って肝炎 で 検索

健康 一番

肝炎ウイルス検査ができる病院を 肝ナビ で 検索

啓発動画

今すぐ 肝炎ウイルス検査

肝炎

野島さん

知って、肝炎プロジェクト 健康デー2023 @郁文館中学校



意見交換会

～一人ひとりが自分の健康について考えるために必要なことは？～



<出席者>

厚生労働省 健康行政特別参与 杉 良太郎 氏

肝炎対策特別大使 伍代 夏子 氏

スペシャルサポーター GENERATIONS 関口 メンディー 氏

スペシャルサポーター AKB48 中西 智代梨 氏

郁文館中学校 iPクラス (※) 19名

※郁文館中学校iPクラスとは

環境問題、経済不安、少子高齢化、労働生産人口の減少...

このような問題・課題だらけの時代を生きる世代を引っ張っていくリーダーを養成するために、『日本、そして世界の未来を切り開き、

新たに創造する人材を育てるリーダー教育』の実現に向けて、立ち上げられたクラス。

(郁文館夢学園HPより引用)

https://www.ikubunkan.ed.jp/iP_class/index.html



教育・啓発・人権の尊重

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



肝炎ウイルス感染者への偏見・差別をなくし、
理解を深めるための教育・啓発活動

普段の生活の中では、B型肝炎やC型肝炎に感染することは少ない。しかし、このことが十分に理解されていない結果として、**偏見や差別に苦しんでいる肝炎ウイルスの感染者や患者も少なくない。**

感染者や患者に対する偏見や差別を解消するためには、幅広い世代を対象に、肝炎についての正しい知識を普及し、さらに、肝炎患者等の人権を尊重するためには**どの**ようにふるまうべきかを考え、**学ぶことが重要**である。

ウイルス性肝炎患者への偏見・差別への取り組み

ホームページやSNSにおける発信



ウイルス肝炎、ウイルス肝炎患者について 理解を深めましょう

令和3年度 厚生労働行政推進調査事業費（肝炎等克服政策研究事業）

ウイルス肝炎の理解を深めましょう

一問一答で、
ウイルス肝炎についてのあなたの理解度をチェックできる！

[理解度クイズはこちら▶](#)

ひとりで悩まないで！

患者さんやご家族から寄せられた相談と専門家からの回答を紹介します。

[偏見差別相談事例はこちら▶](#)



研究班紹介



理解度クイズ



偏見差別相談事例



肝炎コラム



ご意見感想

ウイルス肝炎について、あなたはどのくらい知っていますか？

ウイルス肝炎に関して、あなたはどんな印象を思い浮かべるでしょうか？

ご自身が患者さんの方、ご家族や友人など身近に患者さんがいる方、そうでない方は、印象が異なるのではないのでしょうか。

実は、ウイルス肝炎に関して「間違った知識」や「誤解」などがあり、そのことで困っている方がおられます。

私たちは、このような状況に置かれて不安を抱えた方が、少しでも安心して生活できる社会を目指して、このホームページを立ち上げました。

「肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究」(H29-R1年度)
「ソーシャルメディア等を活用した肝炎ウイルス感染者の偏見・差別の解消を目指した研究」(R2-4年度)
「様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究」(R5-7年度)
研究代表者 八橋弘先生

公開シンポジウムの開催



B型肝炎の教育資材

講演用

医療従事者養成課程の方を対象とした最低限知っておきたい知識（診断・治療・感染予防・差別偏見）

○医学生向け（医学生/医師/歯学生/歯科医師）

- 1. 疫学
- 2. 自然経過
- 3. 診断
- 4. 再活性化
- 5. 感染予防
- 6. 治療
- 医学生/医師・歯学

医学生
医師
歯学生
歯科医師



○看護師向け（看護学生/看護師/歯科衛生士）



- 1. 疫学
- 2. 自然経過
- 3. 診断
- 4. 再活性化
- 5. 感染予防
- 6. 治療
- 看護学生・看護師

看護学生
看護師
歯科衛生士

○検査技師向け（臨床検査技師を志す学生/臨床検査技師）

- 1. 疫学
- 2. 自然経過
- 3. 診断
- 4. 再活性化
- 5. 感染予防
- 6. 治療
- 臨床検査技師を志す学生

臨床検査技師
学生



肝炎情報センターホームページから
https://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/160/bkanen_kyouzai.html

B型肝炎の副読本

私たちができること

肝炎についての正しい知識を学び、感染を予防し、患者の方々に対する偏見や差別をなくしましょう。集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聴き、被害回復の過程を学び、二度と同様の被害が起こらない社会をつくっていきましょう。



参考

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」報告書(抜粋)

今回のような社会の制度を介した、国民の生命・健康に関わる事態の再発防止に向けた対策として、国民も積極的な姿勢を持つことが不可欠な基盤である。

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」提言(抜粋)

国民であっても、厚生労働行政は国民一人一人の生命と健康に関わるものであり、昨今、国民の意識は高まってきたが、今後は、国や自治体の施策に一切をゆだねるという受け身の姿勢ではなく、国、自治体、医療従事者の対応を把握し、理解・協力・指摘を行う積極的な意識と姿勢を持つことが望まれる。

B型肝炎についてもっと深く知りたい

肝炎情報センター(青少年のための初めて学ぶ肝炎)

<http://www.kanen.ncgm.go.jp/program/manabustart.html>



厚生労働省(B型肝炎訴訟について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/



知って肝炎プロジェクト

<http://www.kanen.org/>



全国B型肝炎訴訟弁護団

<http://bkan.jp/>



令和2年度に
全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の
皆さまのご協力のもと作成
全国の中学3年生の教員向けに
配布を行っている



集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。
わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。
ひとりひとりが寄り添い共に生きる社会のために。

B型肝炎患者による患者講義

B型肝炎患者による
患者講義実施について

**B型肝炎被害の教訓を語り伝え
未来を担う生徒と一緒に人権を考える講義**

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団作成資料より引用

患者講義で学べること

生命の尊さを学ぶ

人間の尊重の意味を学ぶ

生徒の心に響く
講義です！

私は、患者講義を全国各地で実施してきました(人権教育・特別講義・社会科など)。
B型肝炎被害を学ぶことは、よりよい社会を実現し、将来の人権侵害を防止するために役立つものであって、有意義な教材となります。
また、B型肝炎ウイルス感染者の状況や偏見差別を恐れる気持ちを理解することも、あらゆる偏見差別の根絶のために役立つものであって、有意義な教材となるものです。
そして、これらの点は、患者や遺族の声を直接聞くことで、より深く理解することができるものです。患者講義を実施してみませんか。

「患者講義」とは

「B型肝炎の患者・家族が、自分の体験を語ることを通じて、B型肝炎被害の実態や患者が抱える苦しみについて知ることで、偏見・差別を解消し、同じ過ちを繰り返させないようにする取り組み」のことで、B型肝炎の正しい知識を知ってもらうとともに、患者・遺族の生の声をお伝えしています。

講義を受けた感想



お話の中で、大切な人にB型肝炎患者であることを伝える時、たくさんの思いがあったとありました。私の身近にはB型肝炎患者の方はいませんが、障害を抱える人はいます。彼らも今お話をいただいているような思いを持っているのかと思うと、自分の行動はどうだったか不安になります。今後生きて行く上で、よく考えていきたいです。(中学生)

自分の周りにB型肝炎の人がいたら、他の人と同じように接したい。その人に酷いことを言う人がいたら、今日教わったことを話したい。(中学生)

話がとても心に残った。この話をもっといろんな人に知ってほしいと思った。(中学生)

その苦しみ、悲しみ、つらさを分かってあげたいです。B型肝炎になってもその人をすごく幸せにしたいし、助けたいです。(小学生)

B型肝炎にかかって苦しかったと思います。もし誰かがB型肝炎にかかったら、日本中、世界中でも私は助けたいです。(小学生)

B型肝炎訴訟での私たちの取り組み

私たちは、40年という長期間にわたる集団予防接種時の注射器の連続使用によって、40万人を超える被害者がB型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎や肝硬変・肝がん等の症状や死に至ったことにつき国の責任を明らかにし、その被害回復や肝炎患者に対する恒久対策の進展等に向けて努力を続けてきました。



この問題については、2011年に私たちと国との間で締結された基本合意及び2012年成立の法律により、一定の解決の道筋ができました。

私たちは、受けた被害の教訓と被害回復に向けた取り組みを教育にも生かすため、全国各地の中学、高校を含む様々な教育機関で、患者、遺族の声を届ける活動を行っています。

患者講義の実績

「患者講義」は、2014年から開始し、2021年末現在、様々な大学・高校・中学校等で、500回以上の講義を実施しました。これまで講義を受講した学生・生徒は、約50,000人です。

これからの未来を担う生徒や学生に「患者講義」は大きな学びを与えています！！

【授業の流れ(例)】時間50分

【導入】5分

B型肝炎とはどんな病気なのか、感染後の症状の進行など、B型肝炎の基礎知識を知る。

【展開Ⅰ】10分

集団予防接種によるB型肝炎感染被害の歴史、B型肝炎訴訟のあゆみ、どのような過程により被害者の救済が進められてきたのかを知る。

【展開Ⅱ】20分

肝炎患者や遺族の体験談を聞き、被害の実態を知る。被害者の声について、印象的な部分や、印象に残った理由を班やグループ内で発表する。

【展開Ⅲ】10分

感染症を防止し、偏見を持たず、差別をしないために、B型肝炎についての正しい知識を知る。

【まとめ】5分

二度と同じ被害を繰り返さないために、社会の一員として何が出来るのかを考え、発表する。

・実施場所：貴校内、または貴校の指定した会場
・実施時間：授業内容：貴校のご要望に対応可
・対象人数：不問 ※学年、クラス数は問いません。1クラスから全校生まで対応可能です。



お問い合わせ先

厚生労働省 B型肝炎訴訟対策室

TEL: 03-5253-1111 (内線2101)
FAX: 03-3595-2169
E-mail: bkan-inochi@mhlw.go.jp

お申し込み方法

別添の「申込書」に必要事項を明記の上、左記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。派遣の日程調整等をさせていただきます。
※派遣希望時期よりも余裕をもって申し込み願います。



患者講義
本編動画



研究の推進

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

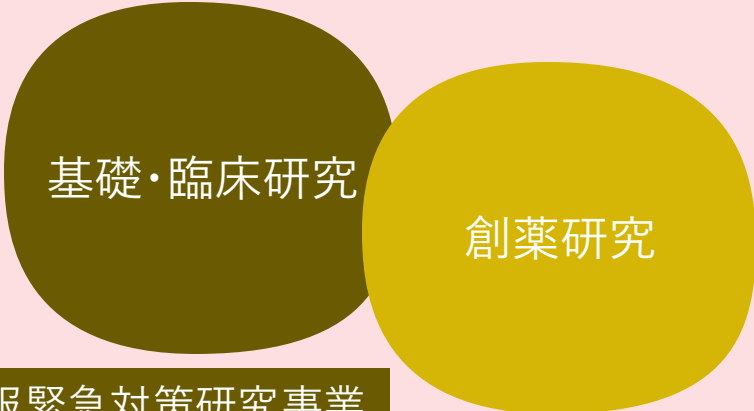
肝炎研究事業

肝炎等克服実用化研究事業



肝炎等克服政策研究事業

厚生労働科学研究



肝炎等克服緊急対策研究事業

B型肝炎創薬実用化等研究事業

AMED（日本医療研究開発機構）が運用

肝炎対策基本指針

平成23年5月16日告示 平成28年6月30日改正 令和4年3月7日改正

講演用

肝炎医療の水準の向上に向けて
肝炎に関する基礎・臨床及び疫学研究等を
総合的に推進

疫学・行政研究

- 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上
- 肝炎の予防のための施策
- 肝炎医療を提供する体制の確保
- 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成
- 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重
- その他肝炎対策の推進に関する重要事項

基礎・臨床研究

- 肝炎に関する調査及び研究

創薬研究

- 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進

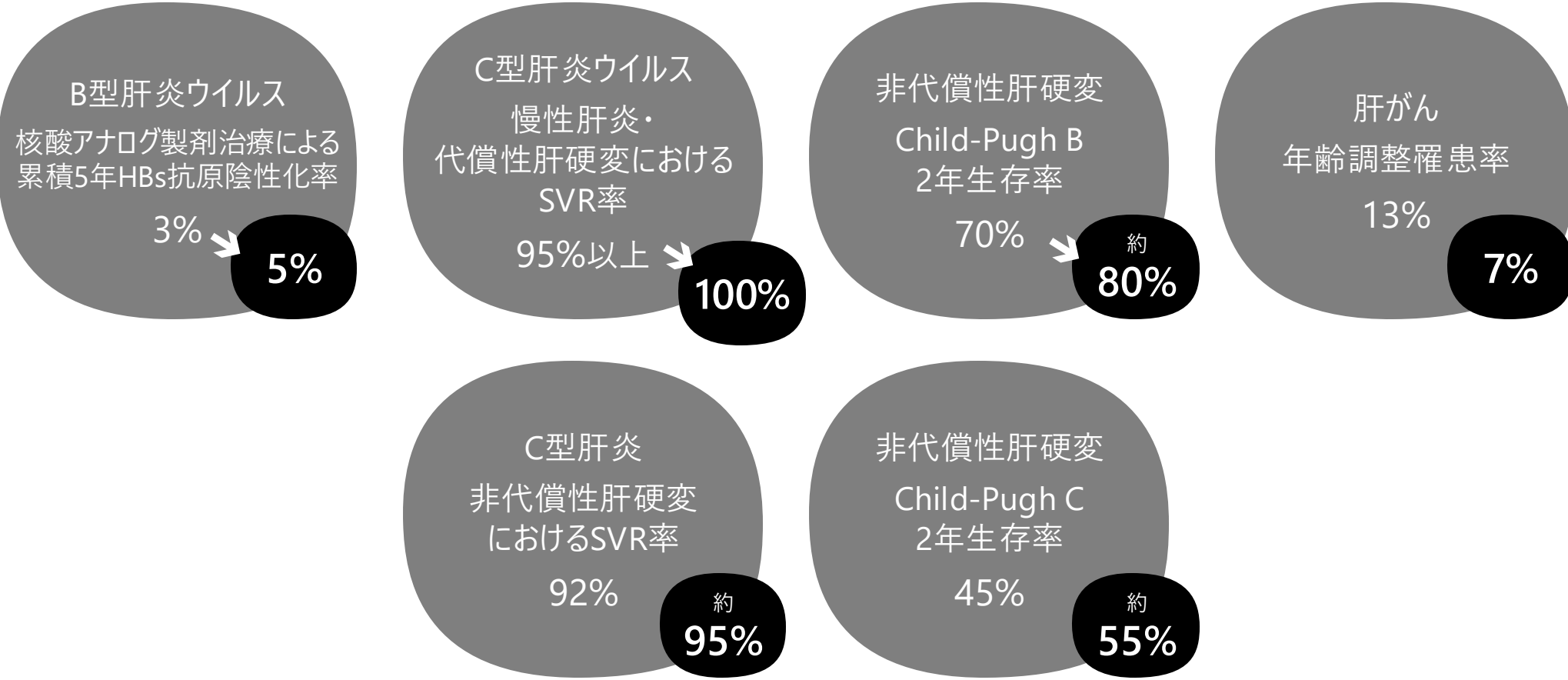
肝炎研究推進戦略

令和4年5月20日策定

講演用

WHO（世界保健機関）がの肝炎ウイルスの排除達成を2030(R12)年までの目標として掲げていることを踏まえ
令和4(2022)年度からの肝炎研究の方向性を提示

現状 戦略目標 2030(R12)年まで



肝炎研究事業

講演用

肝炎研究事業

疫学・行政研究

9
課題

肝炎等克服政策研究事業

厚生労働科学研究

61
課題

基礎・臨床研究

24
課題

創薬研究

肝炎等克服実用化研究事業

肝炎等克服緊急対策研究事業

B型肝炎創薬実用化等研究事業

AMED（日本医療研究開発機構）が運用

肝炎等克服政策研究事業（厚生労働科学研究）

講演用

研究 類型	開始 年度	終了 年度	研究者等名	所属研究機関	採択課題名
令和4(2022)年度～					
一般	R4	R6	田中 純子	広島大学大学院医系科学研究科 疫学・疾病制御学	全国規模の肝炎ウイルス感染状況の把握及びウイルス性肝炎eliminationに向けた 方策の確立に資する疫学研究
令和5(2023)年度～					
指定	R5	R7	小池 和彦	東京大学医学部附属病院	肝がん・重度肝硬変の医療水準と患者のQOL向上等に資する研究
一般	R5	R7	是永 匡紹	国立国際医療研究センター・ 肝炎免疫研究センター	肝炎ウイルス検査受検率の向上及び受診へ円滑につなげる方策の確立に資する研究
指定	R5	R7	考藤 達哉	国立国際医療研究センター・ 肝炎免疫研究センター	指標等を活用した地域の実情に応じた肝炎対策均てん化の促進に資する研究
指定	R5	R7	松岡 隆介	国立感染症研究所	肝炎等克服政策研究事業の企画及び評価に関する研究
指定	R5	R7	江口有一郎	医療法人ロコメディカル ロコメディカル総合研究所	多様な病態に対応可能な肝疾患のトータルケアに資する人材育成及び その活動の質の向上等に関する研究
指定	R5	R7	八橋 弘	長崎医療センター	様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究
令和6(2024)年度～					
一般	R6	R8	金子 周一	金沢大学医薬保健学総合研究科	ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究
指定	R6	R8	四柳 宏	東京大学医科学研究所 先端医療研究センター	オーダーメイドな肝炎ウイルス感染防止・重症化予防ストラテジーの確立に資する研究

肝炎等克服実用化研究事業（AMED）

肝炎等克服緊急対策研究事業（61課題）

臨床研究の課題

B型肝炎

- ・ウイルス排除が困難
- ・核酸アナログ製剤の長期投与と薬剤耐性化、副作用
- ・再活性化 等

C型肝炎

- ・インターフェロンフリー治療不成功後の薬剤耐性
- ・インターフェロンフリー治療後の長期予後、発がん 等

肝硬変

- ・線維化を改善させる根本的な治療薬・治療法がない
- ・重症度別の長期予後が不明 等

肝がん

- ・肝発がん、再発機序が不明でありその防止策がない
- ・生存率が低い 等

その他

- ・非アルコール性脂肪性肝疾患の病態解明や治療法の開発
- ・E型肝炎の慢性化機序の解明 等

基礎研究の課題

- ・B型肝炎ウイルスの感染複製機構の解明
- ・C型肝炎病態推移モデルの作成
- ・C型肝炎ウイルス排除後の病態の解析
- ・ウイルス性肝炎の特異的免疫反応の解明
- ・肝線維化機序の解明
- ・発がん機序の解明
- ・非アルコール性脂肪性肝疾患の病態解明

R6年度からの新規研究内容（20課題）

- (101) B型肝炎のHBs抗原消失を目指した治療法に関する基盤および開発研究
- (102) B型肝炎ウイルスの再活性化・再燃による肝炎発症機序に関する研究
- (103) C型肝炎ウイルス感染増殖に不可欠な未知の機構の解明とその治療への応用に関する基盤研究
- (104) 肝硬変の新規技術を用いた肝再生及び肝機能の改善に関する研究
- (105) 肝がんを含む代謝関連脂肪肝疾患の病態解明に関する研究
- (106) 肝炎からの肝発がん、再発の発症機序の解明とその予防および治療法の開発に関する研究
- (107) 肝硬変患者の重症度別のQOLと長期経過、予後及びその改善に関する研究
- (108) 肝疾患における肝臓－他臓器連関の作用機序解明に関する研究
- (109) 肝疾患領域における新たな知見の創出や新規技術の開発に関する研究
- (110) 肝疾患領域における新たな知見の創出や新規技術の開発に関する研究 [若手研究]

B型肝炎創薬実用化等研究事業（24課題）

課題：B型肝炎は、核酸アナログ製剤ではウイルスを完全に排除することは難しく、継続的に投与する必要があり、継続投与により薬剤耐性の出現や副作用のリスクがある。

R4～R6年度

- ・ウイルス生態の解明に資する研究
- ・ウイルスの感染・増殖に関わる宿主防御機構の解析に資する研究
- ・ウイルス持続感染実験モデルを用いた病態解明及び新しい治療法の開発に資する研究
- ・新規治療薬シーズの探索に資する研究
- ・新規技術を用いた根治を目指す治療法の開発に資する研究
- ・実用化に向けたB型肝炎治療法の開発に資する研究

○基盤技術の更なる進展

- ・ウイルスの感染複製機構の解析、宿主感染防御系の解析
- ・効率かつ再現性の優れた実験系への改良

○候補化合物をスクリーニングし、順次、候補化合物の

評価・最適化

○前臨床試験の実施

1件の
企業導出
又は
臨床試験の開始



今後とも日本の肝炎対策に
何卒ご協力をよろしくお願い申し上げます

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare